

経理規程

平成 28 年 5 月 25 日制定

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、本協会における経理処理に関する基本的な事項を定め、財務および会計の状況を正確かつ迅速に把握し、本協会の事業活動の計数的統制とその能率的運営を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この規程は、本協会の経理業務について適用する。

(経理の原則)

第 3 条 本協会の経理は、法令、定款および本規程の定めによるほか、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に準拠して処理されなければならない。

(会計年度)

第 4 条 本協会の会計年度は、定款の定めるところによる。

(会計区分)

第 5 条 法令の要請等により必要とされる場合は、会計区分を設けるものとする。

(財務部長)

第 6 条 財務部長および出納管理者は、事務長が任命する。

(帳簿書類の保存・処分)

第 7 条 経理に関する帳簿、伝票およびその他書類の保存期間は次のとおりとする。

- (1) 財務諸表……………永久
- (2) 会計帳簿および会計伝票……10 年
- (3) 証憑書類……………10 年
- (4) 収支予算書……………5 年
- (5) その他の書類……………5 年

2 前項の保存期間は、決算に関する定期運営会議終了の日から起算するものとする。

3 帳簿等を焼却その他の処分に付する場合は、事前に財務部長の指示または承認によって行なう。

(手続の省略)

第 8 条 会計規則の定める事項と重複する手続については、当該手続について省略する。

第 2 章 勘定科目および帳簿組織

(勘定科目の設定)

第 9 条 本協会の会計においては、財務および会計の状況を的確に把握するために必要な勘定科目を設ける。

2 各勘定科目の名称は、別に事務長が定める勘定科目表による。

(会計処理の原則)

第 10 条 会計処理を行なうに当たっては、次の原則に従うものとする。

(1) 貸借対照表における資産、負債および正味財産、正味財産増減計算書における一般正味財産および指定正味財産についての増減内容は、総額をもって処理し、直接項目間の相殺を行なってはならない。

(2) その他一般に公正妥当と認められる公益法人の会計処理の原則に準拠して行わなければならない。

(会計帳簿)

第11条 会計帳簿は、次のとおりとする。

(1) 主要簿

ア 仕訳帳

イ 総勘定元帳

(2) 補助簿

ア 現金出納帳

イ 預金出納帳

ウ 固定資産台帳

エ 基本財産台帳

オ 特定資産台帳

カ 会費台帳

キ 指定正味財産台帳

ク その他必要な勘定補助簿

2 仕訳帳は、会計伝票をもってこれに代える。

3 補助簿は、これを必要とする勘定科目について備え、会計伝票ならびに総勘定元帳と有機的関連のもとに作成しなければならない。

(会計伝票)

第12条 一切の取引に関する記帳整理は、会計伝票により行なうものとする。

2 会計伝票は、下記の諸票を総称するものである。

(1) 通常 of 経理仕訳伝票

(2) コンピュータ会計における、インプットのための所定様式による会計原票

(3) コンピュータを基幹とする情報システムの情報処理過程でつくられる会計情報についての諸票類のうち、会計原票と認定した諸票

3 会計伝票は、次のとおりとし、その様式は別に定める。

(1) 入金伝票

(2) 出金伝票

(3) 振替伝票

4 会計伝票は、証憑に基づいて作成し、証憑は会計伝票との関連付けが明らかとなるように保存するものとする。

5 会計伝票および証憑には、その取引に係る責任者の承認印を受けるものとする。

6 会計伝票には、勘定科目、取引年月日、数量、金額、相手方等取引内容を簡単かつ明瞭に記載しなければならない。

(証憑)

第13条 証憑とは、会計伝票の正当性を立証する書類をいい、次のものをいう。

- (1) 請求書
- (2) 領収書
- (3) 証明書
- (4) 稟議書
- (5) 検収書、納品書および送り状
- (6) 支払の申請に関する書類
- (7) 各種計算書
- (8) 契約書、覚書その他の証書
- (9) その他取引を裏付ける参考書類

(記帳)

第14条 総勘定元帳は、すべて会計伝票に基づいて記帳しなければならない。

2 補助簿は、会計伝票またはその証憑書類に基づいて記帳しなければならない。

3 毎月末において補助簿の借方、貸方の合計および残高は、総勘定元帳の当該口座の金額と照合確認しなければならない。

(帳簿の更新)

第15条 帳簿は、原則として会計年度ごとに更新する。

第3章 収支予算

(収支予算の目的)

第16条 収支予算は、各事業年度の事業計画の内容を明確な計数をもって表示し、かつ、収支予算と実績との比較検討を通じて事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(収支予算書の作成)

第17条 収支予算書は、事業計画に基づき毎会計年度開始前に事務長が作成し、運営会議の承認を経た上で、評議員会において承認を得て確定する。

2 収支予算書は、正味財産増減計算書に準ずる様式をもって作成する。

(収支予算の執行)

第18条 各事業年度における費用の支出は、収支予算書に基づいて行なうものとする。

2 収支予算の執行者は、事務長とする。

(支出予算の流用)

第19条 予算の執行にあたり、各科目間において相互に流用しないこととする。ただし、理事長が予算の執行上必要があると認めたときは、その限りとしなない。

第4章 金銭

(金銭の範囲)

第20条 この規程において金銭とは、現金および預金をいう。

2 現金とは、通貨、小切手、郵便為替証書、振替預金証書および官公署の支払通知書をいう。

3 手形およびその他の有価証券は、金銭に準じて取扱うものとする。

(出納管理者)

第21条 金銭の出納、保管については、その責に任じる出納管理者を置かなければならな

い。

2 出納管理者は、財務部長が任命する。

3 出納管理者は、金銭の保管および出納事務を取扱わせるため、会計事務担当者若干名を置くことができる。

(金銭の出納)

第 22 条 金銭の出納は、財務部長の承認印のある会計伝票に基づいて行わなければならない。

(支払手続)

第 23 条 会計事務担当者が金銭を支払う場合には、最終受取人からの請求書、その他取引を証する書類に基づいて、取引担当部署の発行した支払伝票により、出納管理者の承認を得て行なうものとする。

2 金銭の支払いについては、最終受取人の署名のある領収証を受け取らなければならない。ただし、所定の領収証を受け取ることができない場合は、別に定める支払証明書をもってこれに代えることができる。

3 銀行振込の方法により支払いを行なう場合は、前項による領収証を受け取らないことができる。

(支払期日)

第 24 条 金銭の支払いは、別に定める一定日に行なうものとする。ただし、やむを得ない支払いについてはこの限りでない。

(手許現金)

第 25 条 出納管理者は、日々の現金支払いに充てるため、手持現金をおくことができる。

2 手持現金の額は、通常 of 所要額を勘案して、必要最少額にとどめるものとする。

3 小口現金は、毎月末日および不足のつど精算を行わなければならない。

4 出納責任者は、現金について毎日の現金出納終了後、その在高と帳簿残高を照合しなければならない。

5 預貯金については、毎月 1 回預貯金を証明できる書類により、その残高を帳簿残高と照合し、財務部長に報告しなければならない。

(金銭の過不足)

第 26 条 金銭に過不足が生じたときは、出納管理者は遅滞なく財務部長に報告し、その処置については、財務部長の指示を受けなければならない。

(収支月計表の作成)

第 27 条 会計事務担当者は、毎月 20 日までに、前月分の現金、預金の収支月計表を作成して、自ら検算を行ない、これを出納管理者を経て財務部長に提出しなければならない。

第 5 章 財務

(資金計画)

第 28 条 年度事業計画および収支予算書に基づき、財務部長は速やかに年次および月次の資金計画を作成し、事務長の承認を得なければならない。

(資金の調達)

第 29 条 本協会の事業運営に要する資金は、基本財産および運用財産より生ずる利息、配

当金、その他の運用収入ならびに会費、入会金、寄付金、事業収入、その他の収入によって調達するものとする。

(資金の借入れ)

第30条 前条に定める収入により、なお資金が不足する場合または不足する恐れがある場合には、金融機関等からの借入金により調達するものとする。

- 2 その事業年度の収入をもって償還する短期借入金については、運営会議にて承認された借入金限度額の範囲内で行なう。
- 3 前項の運営会議にて承認された借入金限度額が設けられていないときに、短期の借入れをしようとするときは、運営会議の決議を経なければならない。
- 4 長期の借入れをしようとするときは、定款第14条により評議員会の3分の2以上の決議を経なければならない。
- 5 資金を借入れるときは、財務部長はその返済計画を作成し、事務長の承認を得なければならない。

(資金の運用)

第31条 本協会の資金運用は、別に定める資金運用規程によるものとする。

(金融機関との取引)

第32条 金融機関との預金取引、手形取引、その他の取引を開始または廃止する場合は、事務長の承認を得て財務部長が行なう。

- 2 金融機関との取引は、事務長の名をもって行なう。

第6章 固定資産

(固定資産の範囲)

第33条 この規程において、固定資産とは次の各号をいい、基本財産、特定資産およびその他固定資産に区別する。

- (1) 基本財産は、運営会議が基本財産とすることを決議した財産とする。
- (2) 特定資産は、次の一に該当する財産とする。

ア 退職給付引当資産

イ 減価償却引当資産（ただし、基本財産とされたものは除く）

ウ 定款第15条により運営会議の決議の定めにて保有する資金

エ その他事務長が必要と認めた資産

- (3) その他固定資産は、次のいずれにも該当する財産とする。

ア 基本財産および特定資産以外の資産で、耐用年数が1年以上

イ 取得価額が10万円以上の資産

(固定資産の取得価額)

第34条 固定資産の取得価額は、次の各号による。

- (1) 購入により取得した資産は、公正な取引に基づく購入価額にその付帯費用を加えた額
- (2) 自己建設または製作により取得した資産は、建設または製作に要した費用の額
- (3) 交換により取得した資産は、交換に対して提供した資産の帳簿価額
- (4) 贈与により取得した資産は、その資産の取得時の公正な評価額

(固定資産の購入)

第 35 条 固定資産の購入は、稟議書に見積書を添付して、事前に起案者から財務部長に提出しなければならない。

- 2 前項の稟議書については、事務長の決裁を受けなければならない。ただし、1 万円未満の備品等の購入については、上記の手続を省略して担当業務責任者に委任するものとする。

(有形固定資産の改良と修繕)

第 36 条 有形固定資産の性能を向上し、または耐用年数を延長するために要した金額は、これをその資産の価額に加算するものとする。

- 2 有形固定資産の原状に回復するために要した金額は修繕費とする。

(固定資産の管理)

第 37 条 固定資産の管理責任者は、固定資産台帳を設けて、固定資産の保全状況および移動について所要の記録を行ない、固定資産を管理しなければならない。

- 2 有形固定資産に移動および毀損、滅失があった場合は、固定資産の管理責任者は、財務部長に通知し帳簿の整備を行わなければならない。
- 3 固定資産の管理責任者は、財務部長が任命する。

(固定資産の登記・付保)

第 38 条 不動産登記を必要とする固定資産は、取得後遅滞なく登記しなければならない。また、火災等により損害を受けるおそれのある固定資産については、適正な価額の損害保険を付さなければならない。

(固定資産の売却、担保の提供)

第 39 条 固定資産を売却するときは、定款の規定による評議員会または運営会議の承認が必要なものはその承認を経て、固定資産の管理責任者は、稟議書に売却先、売却見込代金、その他必要事項を記載の上、事務長の決裁を受けなければならない。

- 2 固定資産を借入金等の担保に供する場合は、前項の定めに準ずるものとする。

(減価償却)

第 40 条 固定資産の減価償却については、毎会計年度末に定額法によりこれを行なう。

- 2 定額法により毎会計年度末に行われた減価償却費は、直接法により処理するものとする。
- 3 減価償却資産の耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定めるところによる。

(現物の照合)

第 41 条 固定資産の管理責任者は、常に良好な状態において管理し、各会計年度 1 回以上は、固定資産台帳と現物を照合し、差異がある場合は、所定の手続を経て帳簿の整備を行わなければならない。

第 7 章 決算

(決算の目的)

第 42 条 決算は、一会計期間の会計記録を整理し、財務および会計のすべての状態を明らかにすることを目的とする。

(月次決算)

第 43 条 財務部長は、毎月末に会計記録を整理し、次の計算書類を作成して、事務長に提出しなければならない。

- (1) 合計残高試算表
- (2) 正味財産増減計算書
- (3) 貸借対照表

(決算整理事項)

第 44 条 年度決算においては、通常の月次決算のほか、少なくとも次の事項について計算を行なうものとする。

- (1) 減価償却費の計上
- (2) 未収金、未払金、立替金、預り金、前払金、仮払金、前受金の計上
- (3) 有価証券の時価評価による損益の計上
- (4) 各種引当金の計上
- (5) 流動資産、固定資産の实在性の確認、評価の適否
- (6) 負債の实在性と簿外負債のないことの確認
- (7) 公益認定法による行政庁への提出が必要な内訳表の作成
- (8) その他必要とされる事項の確認

(重要な会計方針)

第 45 条 本協会の重要な会計方針は、次のとおりとする。

- (1) 有価証券の評価基準および評価方法は、移動平均法による原価基準を採用する。
- (2) 棚卸資産の評価基準および評価方法は、移動平均法による低価基準による。
- (3) 固定資産の減価償却の方法は、定額法による。
- (4) 引当金の計上基準

ア 貸倒引当金は、法人税法に定める限度額のほか、貸倒の実績率および債権の回収可能性を検討して計上する。

イ 退職給付引当金は、期末退職給付の要支給額に相当する金額を計上する。

ウ 役員退職慰労金引当金は、役員報酬規程に基づく期末要支給額に相当する金額を計上する。

エ 賞与引当金は、支給見込額のうち当期に帰属する金額を計上する。

- (5) 消費税等の会計処理は、税込処理による。
- (6) リース取引の処理方法

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法による。

イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産・・・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。

(財務諸表等)

第 46 条 財務部長は、年度決算に必要な手続を行ない、次に掲げる財務諸表等を作成し、事務長に報告しなければならない。

- (1) 貸借対照表
- (2) 正味財産増減計算書

(3) 貸借対照表および正味財産増減計算書の附属明細書

(4) 財産目録

(財務諸表等の確定)

第 47 条 事務長は、前条の財務諸表等について、事業報告とともに監事の監査を受けた後、監事の意見を添えて運営会議へ提出し、その承認を経た上で、評議員会において承認を得て決算を確定する。

(その他の必要とされる書類)

第 48 条 財務部長は、第 46 条の財務諸表等の外、次に掲げる書類を作成し、事務長に報告しなければならない。

(1) 正味財産増減計算書内訳表

(2) 収支相償の計算書

(3) 公益目的事業比率の計算書

(4) 遊休財産額の計算書

(5) 公益目的取得財産残額の計算書

(改廃)

第 49 条 この規程の改正および廃止は、運営会議の決議を経て行なうものとする。

附 則

1 この規程の実施に関し必要な事項は、事務長が別に定める。

2 この規程は、平成 28 年 5 月 25 日から施行するものとする。